

# 合併契約書

一般財団法人福島県漁業振興基金（以下「甲」という。）と一般財団法人福島県いわき地区漁業調整基金（以下「乙」という。）、一般財団法人福島県相双沿岸漁業調整基金（以下「丙」という。）、一般財団法人福島県漁船海難遺児奨学会（以下「丁」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙・丙・丁は合併して、甲は吸収合併存続法人として存続し、乙・丙・丁を合併消滅法人として解散するものとする。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名 称 一般財団法人 福島県漁業振興基金  
主たる事務所 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1

（2）吸収合併消滅法人

名 称 一般財団法人 福島県いわき地区漁業調整基金  
主たる事務所 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
名 称 一般財団法人 福島県相双沿岸漁業調整基金  
主たる事務所 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
名 称 一般財団法人 福島県漁船海難遺児奨学会  
主たる事務所 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、平成28年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙・丙・丁が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認）

第3条 甲及び乙・丙・丁は、本契約書につき承認を得るため、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第4条 乙・丙・丁は、平成27年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、その資産、負債及びその他の権利義務等の一切を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙・丙・丁は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙・丙・丁が協議の上これを行う。

(合併後の経費負担)

第6条 効力発生日以降において、乙・丙・丁の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は、乙・丙・丁の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲及び乙・丙・丁が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

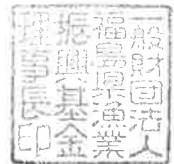
(本契約に定めのない事項)

第8条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙・丙・丁が協議の上、これを決定する。

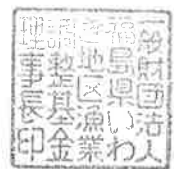
本契約の成立を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙・丙・丁が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月25日

甲 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
一般財団法人 福島県漁業振興基金  
代表理事(理事長) 野崎 哲



乙 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
一般財団法人 福島県いわき地区漁業調整基金  
代表理事(理事長) 野崎 哲



丙 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
一般財団法人 福島県相双沿岸漁業調整基金  
代表理事(理事長) 野崎 哲



丁 福島県いわき市中央台飯野四丁目3番地の1  
一般財団法人 福島県漁船海難遺児奨学会  
代表理事(理事長) 野崎 哲

